

2021年度 北海道放課後児童支援員認定資格研修（函館会場）開催通知

この度、北海道では「放課後児童支援員」の有資格者となるための放課後児童支援員認定資格研修（以下、「認定資格研修」という。）を実施します。

1 研修の目的

この「認定資格研修」は、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）に従事する放課後児童支援員として必要な知識および技能を補完し、新たに策定した基準及び放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号。厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知 以下「運営指針」という。）に基づく放課後児童支援員としての役割および育成支援の内容等の共通の理解を得るため、職務を遂行する上で必要最低限の知識および技能の習得とそれを実践する際の基本的な考え方や心得を認識してもらうことを目的としています。

2 実施主体

北海道

ただし、2021年度は「北海道学童保育連絡協議会」に委託して研修を実施します。

3 研修受講対象者

- ① 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年厚生労働省令第63号）（厚生労働省令第46号平成30年一部改正）（以下、「基準」という。）第10条第3項の各号いずれかに該当するもので、現に、放課後児童健全育成事業に従事する放課後児童支援員
- ② 基準第10条第3項の各号いずれかに該当するもので、今後、放課後児童支援員として従事を予定している者

4 日程と会場

| 日 程 | 時 間 | 会 場 |
|--------------------|----------------|-----------------------|
| 1日目 2021年 8月29日（日） | 9時～17時 （予定） | 函館大学 （函館市高丘町51番1号） |
| 2日目 2021年 9月 5日（日） | | |
| 3日目 2021年 9月19日（日） | | |
| 4日目 2021年 9月26日（日） | | |

5 テキスト・資料代 1,929円

研修受講料は無料ですが、講義で使用するテキスト・中央法規『認定資格研修のポイントと講義概要第2版』（1,210円）、解説書・フレーベル館『放課後児童クラブ運営指針解説書』（319円）、資料代（400円）として合計1,929円が必要となります。

研修初日の受付時に徴収しますので、おつりの無いようにご用意ください。

ただし、テキスト（2020年5月発行・第2版）・解説書を持参される方は、資料代（300円）のみとなります。

なお、テキストは研修初日のみ会場で販売します。

6 受講申込

① 受講申込について

受講申込は函館市で受け付けますので、期限までに申込書類一式をご提出ください。

提出先 〒040-0001 函館市五稜郭町23番1号 総合保健センター1階
函館市子ども未来部次世代育成課

② 提出書類

- 1 2021年度北海道放課後児童支援員認定資格研修 申込書【別紙4】
- 2 受講資格証明書類（各種証明書の写し※下記参照）
- 3 本人確認書類
（運転免許証・健康保険証・住民票（6か月以内に発行したもの）・マイナンバーカード・パス

ポートのいずれかの写し)

- 4 写真 2枚 (上半身脱帽正面向縦4cm×横3cmセンチ, 6か月以内に撮影)裏面に「函館市」と氏名をボールペンで記入の上, 1枚は「申込書」に貼付してください。

※ 受講資格証明書類

| | 資格等「省令基準」第10条第3項 | 添付すべき証明する書類 (該当するもの一部で可) |
|------|---|--|
| (1) | 保育士 | 1 「保育士証」 2 「指定保育士養成施設卒業証明書」 3 「保育士養成課程修了証明書」 4 「保育士試験合格通知書」 5 「保育士試験一部科目合格証明書」3年間で全科目合格が確認できるもの 6 「保育士 (または保母) 資格証明書」 |
| (2) | 社会福祉士 | 社会福祉士登録証 |
| (3) | 高卒で, 2年以上の児童福祉事業勤務 | 1 高校の「卒業証書」または「卒業証明書」 2 大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験 事業主が証明する別添用紙【別紙4※1】を添付してください。 「2年以上」と「累計2000時間」のいずれも満たしていること |
| (4) | 教員職員第4条に規定する免許状を有する者 | 1 幼稚園教諭免許状 2 小学校教諭免許状 3 中学校教諭免許状 4 高等学校教諭免許状 5 特別支援学校教諭免許状 6 養護教諭免許状 7 栄養教諭免許状 |
| (5) | 大学で関係課程を学び, 卒業した者 | 1 大学および大学院の「卒業証書」または「卒業証明書」 |
| (6) | 大学で関係課程を学び, 大学院への入学が認められた者 | 2 大学および大学院の「成績証明書」 |
| (7) | 大学院で関係課程を学び, 卒業した者 | 修得科目の科目名・単位数・成績を証明 |
| (8) | 外国の大学で関係課程を学び, 卒業した者 | |
| (9) | 高卒で, 2年以上放課後健全育成事業に類似する事業に従事した者で, 市町村長が適当と認めたもの | 1 高校の「卒業証書」または「卒業証明書」 2 大学入学資格検定または高等学校卒業程度認定試験 市町村長が証明する別添用紙【別紙4※2】を添付してください。 「2年以上」と「累計2000時間」のいずれも満たしていること |
| (10) | 5年以上放課後健全育成事業に従事した者で, 市町村長が適当と認めたもの | 市町村長が証明する別添用紙【別紙4※3】を添付してください。 |
| (11) | 令和2年度放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了者 | 令和2年度放課後児童支援員認定資格研修一部科目修了証 |

※ 保育士や教諭資格などは更新制になっていますが, 更新されていないものでも可としています。

※ 証明書が旧姓のものであっても可としています。

※ 証明する書類はコピーで可としています。

※ (9) 放課後児童健全育成事業に類似する事業につきましては, 該当するかどうかを事前に本市へご確認ください。(放課後児童クラブに従事している場合は(3)での該当となります。)

③ 受講票について

受講者決定後, 北海道学童保育連絡協議会から本市およびクラブを通じて受講者へ受講票および会場日程・案内図を送付します。

④ 受講に際して

- ・受講の際には, 受講票を必ずご持参ください。

- ・受講修了評価として、1日単位でレポートを提出してください。受講後のレポートを提出しない場合は、受講修了と認められません。1日の講義終了後に30分間のレポート記入の時間をとります。当日はレポート提出の漏れがないようにご注意ください。
- ・遅刻した場合は、その科目の受講は認められませんのでご注意ください。
- ・欠席の場合は、事務局（下記連絡先）までご連絡ください。

⑤ 修了の認定と修了証の交付

認定資格研修の全科目を履修し、放課後児童支援員としての必要な知識及び技能を習得したと認められる者に対して、北海道知事が認定を行い、全国共通の「放課後児童支援員認定研修修了証」（賞状形式と携帯用形式の2種）が交付されます。

修了証等は北海道から本市およびクラブを通じて修了者へ配付されます。

受講中に他の都道府県に転居した場合や、病気等のやむを得ない理由により一部を欠席した場合、申し出により、北海道知事から、「放課後児童支援員認定研修 一部科目修了証」が発行されます。

全科目の履修は、一部科目修了証の発行日時から、1年以内に取得する事が望ましいとされています。

⑥ 個人情報ポリシー

受講申込にあたっていただいた情報は、放課後児童支援員認定資格研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告および都道府県間の相互の利用・提供のためのみを使用します。

☆ 受講申込および研修全般に関するお問い合わせは
函館市子ども未来部次世代育成課
青少年担当 電話32-1527

☆ 事務局
北海道学童保育連絡協議会
電話 011-756-2800

研修日程

1 基本的な研修プログラム

- ・同一会場で4日間、16科目24時間の履修が基本となります。
- ・タイムスケジュール等詳細は受講票とともにお渡しします。

2 研修項目と科目、時間数と履修免除

- (1) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解（4.5 時間・90 分×3）
 - ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
 - ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
 - ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ
- (2) 子どもを理解するための基礎知識（6.0 時間・90 分×4）
 - ④ 子どもの発達理解
 - ⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達
 - ⑥ 障害のある子どもの理解
 - ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解
- (3) 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援（4.5 時間・90 分×3）
 - ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
 - ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
 - ⑩ 障害のある子どもの育成支援
- (4) 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力（3 時間・90 分×2）
 - ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
 - ⑫ 学校・地域との連携
- (5) 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応（3 時間・90 分×2）
 - ⑬ 子どもの生活面における対応
 - ⑭ 安全対策・緊急時対応
- (6) 放課後児童支援員として求められる役割・機能（3 時間・90 分×2）
 - ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
 - ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守

受講資格によっては、●の科目の受講を免除することができます。（都道府県認定研修ガイドライン）

「免除」は本人からの申請が必要となりますので、申込書に必ず「免除申請」を記入してください。

なお、免除申請した場合でも、受講は可能です。

| | 保育士 | 社会福祉士 | 教諭 |
|-------------------------|-----|-------|----|
| 2-④ 子どもの発達理解 | ● | | ● |
| 2-⑤ 児童期（6 歳～12 歳）の生活と発達 | ● | | ● |
| 2-⑥ 障害のある子どもの理解 | ● | ● | |
| 2-⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解 | ● | ● | |